

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	今井 栄
登録番号又は法人番号	20151039
所属する単位会	長野県行政書士会
事務所名称	行政書士今井栄事務所
事務所所在地	長野県佐久市猿久保 448 番地 8
処分年月日	令和4年3月11日
処分内容（種類）	6月の会員の権利の停止
上記処分をした理由	当該会員は、顧問契約を結んでいる株式会社からの依頼を受け、内容虚偽の給与集計表を作成し、労働基準法違反幫助により、罰金に処せられた。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条(行政書士の責務) 行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p> <p>行政書士法第13条(会則の遵守義務) 行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。</p> <p>日本行政書士会連合会会則第62条第1項(法令、会則の遵守等) 単位会の会員は、法及び法に基づく命令並びに本会の会則を遵守しなければならない。</p> <p>長野県行政書士会会則第64条(責務) 会員は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。</p>